

森林を伐採する皆さんへ

適正な手続きのもとに伐採を行いましょう！

森林の土地の取引や伐採には届出等が必要です

○ 森林の土地を売ろうとする場合など

宮崎県水源地域保全条例に基づく届出が必要となります。

水源地域内の森林である土地について、売買などの契約を締結しようとするときは、**6週間前までに売り主などとなる土地所有者が県に届出**をする必要があります。

○ 森林の土地を売買や相続により取得した場合

森林法に基づく届出が必要となります。

森林である土地を取得したときは、所有者となった日から**90日以内に取得した土地がある市町村に届出**をする必要があります。

※ 國土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をした場合には不要です。

○ 森林の伐採をする場合

森林法に基づく届出等が必要となります。

地域森林計画の対象となっている森林の立木を伐採するときは、伐採を開始する日の**90から30日前までに森林所有者等が市町村に「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出**する必要があります。なお、森林経営計画に基づく伐採の場合には、事後の届出となります。

※ 保安林の場合には、県から許可を受ける必要があります。

伐採中及び伐採後の注意点

- ・森林の境界は、きちんと隣接する所有者と確認し、テープやペンキ等で明確にしておきましょう。
- ・周辺に人家や道路、河川等がある場合には、必要な協議や手続きを行い**最大の注意を払いましょう。**
- ・搬出路から土砂が流出しないよう、また、現場から枝葉等が流出しないよう適正に処理しましょう。
- ・伐採後は、植栽等による更新が早期に進むように地拵え等を考慮し、枝葉等を整理しましょう。

※ 「宮崎県伐採・搬出及び再造林ガイドライン」参照

合法に伐採された木材を流通させましょう

境界確認が十分でないこと等による無断伐採や無届伐採が行われたときは、県や市町村から宮崎県合法伐採推進協議会※に報告され、原木市場での受入停止や、合法木材供給事業者認定が取り消される場合があります。



※「宮崎県合法伐採推進協議会」とは、合法木材や木質バイオマスの証明に係る合法木材供給事業者を認定している宮崎県森林組合連合会、宮崎県木材協同組合連合会及び宮崎県造林素材生産事業協同組合連合会が設立した協議会